

# 総務教育常任委員会資料

(令和3年10月7日)

## 【件名】

- ・第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会の結果を踏まえた方針案及び今後の対応について  
(小中学校課) …… 2
- ・企画展「とっとりの乱世—因幡・伯耆からみた戦国時代—」の開催について  
(博物館) …… 7
- ・企画展「コレクション・マリアージュ：SOMPO美術館×鳥取県立博物館 東郷青児と前田寛治、ふたつの道」の開催について  
(博物館) …… 8

教育委員会

### 第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会の結果を踏まえた方針案及び今後の対応について

令和3年10月7日 小中学校課

- 令和2年度に県立夜間中学に関するアンケート調査を実施し、本人121名、支援者等216名、計337名の回答があり、形式的卒業生17名を含む37名から夜間中学に通ってみたいとの回答をいただいた。
- アンケート調査により、夜間中学設置を求める一定程度のニーズがあることは把握できたことから、形式的卒業生、義務教育未修了者、外国籍の方を対象とした県立夜間中学の設置に向け、具体的検討を進めている。
- 令和3年9月13日（月）に開催した第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会において、以下の県立夜間中学設置に向けた方針（案）がまとまった。
- (1) 設置形態 : 県立の夜間中学とする。
  - (2) 対象者 : 義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者
  - (3) 設置場所 : 鳥取市（鳥取県教育センター情報教育棟を想定）
  - (4) 生徒・教職員：(生徒数) 開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10名程度とする。  
(想定) : (教職員) 上記に対応した教員配置とする。  
校長1、教頭1、教諭6、養護教諭1、事務職員1 ※不足分は会計年度職員対応
  - (5) 教育活動 : (授業時間) 17:30～20:45  
(想定) 9教科の学習をする（1コマ：40分授業：1日4コマ、週20コマ、年700コマ実施）  
※ICTを積極的に活用する等、新たな学びの形の県立夜間中学設置をめざす。
  - (6) 開校時期 : 令和6年4月
- まずは県内に1校、夜間中学を設置することをめざし、県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることを想定し、分教室の設置の検討を継続する。
- 今後、委員等からいただいた意見を踏まえうえて、県立夜間中学設置に向けた具体的な取組を進めていく。（令和4、5年度で、施設改修や学校説明会・体験入学会の開催、教育課程や入学者受入方法の検討・決定、生徒募集等を行う予定）

#### 1 県立夜間中学に関するアンケートの調査結果について

##### <アンケート結果概要>

ア 回答総数337名（本人121名、支援者・保護者216名）

イ 本人用アンケート121名

区分	義務教育未修了者	外国籍の者	形式的卒業生	不登校の学齢生徒	その他	未回答	合計
通ってみたい	1	3	19	4	10	0	37
通ってみたいくない	1	0	8	7	11	0	27
分からない	0	2	22	11	21	1	57

※通ってみたいと回答した人の地域別内訳

○東部21名（うち鳥取市18名） ○中部5名（うち倉吉市1名） ○西部11名（うち米子市9名）

ウ 支援者・保護者用アンケート216名

・夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか

→ 「思いあたる人がいる」59件／「身近にいる」50件

#### 2 県立夜間中学設置に向けた方針案について

(1) 設置形態：県立の夜間中学とする

##### ① 県民からのニーズ

令和2年度に県立夜間中学に関するニーズ調査を実施し、本人121名、支援者等216名、計337名の回答があり、形式的卒業生17名を含む37名が夜間中学に通ってみたいと回答。

##### ② 全县を対象とした夜間中学

令和2年度のアンケート調査において11市町の方からのニーズがあり、各市町村も、夜間中学の重要性・必要性は認識。市町村単独での設置・運営は困難であり、県内のどの市町村に在籍しても夜間中

学に通うことが出来るよう、鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会が令和2年7月13日付けで県立夜間中学設置を求める要望書を提出。

## (2) 対象者：義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者

### <対象者の考え方>

学びたいのに学びを保障する場がない方への支援を第一優先と考え、義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者を対象とする。

- ・鳥取県内に在住している者
- ・学齢を超えている者（その年の3月31日までに15歳に達している者）

※不登校の学齢生徒⇒対象としない。

不登校の学齢生徒については、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と連携し、更なる支援策を検討する。今後、不登校特例校等の設置の必要性が高まることを想定し、市町村との議論を進めていく。

## (3) 設置場所：鳥取市（鳥取県教育センター情報教育棟を活用）

### <設置場所（施設）の考え方>

駅に近いなど通学の利便性が高く、一定程度の空きスペースを有する県有施設を活用する。

#### ③ 設置場所：鳥取市

##### <選定理由>

令和2年度のニーズ調査において、夜間中学に通ってみたいと回答した37名のうち、約半数の18名が鳥取市在住のため。

（参考：東部21名、中部5名、西部11名）

#### ④ 設置施設：鳥取県教育センター情報教育棟1階（全フロア：約550㎡）

※県教育センターには、体育館やグラウンドがないため、近隣に位置する鳥取市立湖東中学校の体育館等の活用を検討し、鳥取市と協議を進めていく。

##### <選定理由>

鳥取市にあり、鳥取大学前駅から徒歩により通学可能な場所に位置し（徒歩10分）、鳥取大学、街道の近隣にあることから、夜間における安全性も一定程度保たれているため。

## (4) 生徒・教職員

### ① 生徒

- ・開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10名程度とする。
- ・授業料は無償とする。

### ② 教職員

- ・勤務時間：13:00～21:30（1日7時間45分勤務、休憩45分間）  
※授業が始まるまでの時間の業務内容（想定）  
教材研究、職員会議、相談業務、早い時間帯に登校し学習を希望する生徒の対応等
- ・教職員数：校長1、教頭1、教諭6、養護教諭1、事務職員1 ※不足分は会計年度職員等対応  
※開校時の学級数を3学級（3学年）とした場合  
（学校教育法37条、49条の準用規程及び令和3年度小中学校配当基準表による）

## (5) 教育活動

- ① 卒業までの年数は3年を基本とする
- ② 週5日の授業
- ③ 9教科の学習

※本人の学習の習熟の程度や実態を把握し、本人と相談を行った上で、個別のカリキュラムを編成する。

④ 時間割 (想定)

【夜間部】

校時		授業時間
学活	17:30~17:40	10分
1校時	17:45~18:25	40分
2校時	18:30~19:10	40分
休憩 (補食)	19:10~19:20	10分
3校時	19:20~20:00	40分
4校時	20:05~20:45	40分

⑤ 新たな学びの形の県立夜間中学

これまで夜間中学で取り組まれている個に寄り添った教育に加えて、ICTを活用した基礎学力の確実な定着や個別最適な学びを進めるなど、新たな学びの形の県立夜間中学をめざす。

(6) 開校時期

令和6年4月を目標とする。

【県立夜間中学開校に向けたスケジュール】

年 度	内 容
令和3年度 (3年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校概要の整理、確定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校概要 (コンセプト) : 対象者、学校活動・授業概要、開校時期、教育の特色等</li> <li>・設置場所・施設 (選定理由、整備内容等)・定員</li> <li>・教職員数 (勤務体制)・教育活動 等</li> </ul> </li> <li>○検討委員会で学校概要(案)検討 (了承) ⇒ 教育委員会決定</li> <li>○R4 当初予算に向けた検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、施設整備</li> </ul> </li> </ul>
令和4年度 (2年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (4月) 県立夜間中学準備室設置</li> <li>○教育課程、入学者受け入れに係る検討委員会開催</li> <li>○パブコメ、電子アンケート実施 (住民説明会)</li> <li>○学校概要説明会、生徒対象説明会 (体験入学会) 開催</li> <li>○校名、校章、校歌等の募集</li> </ul>
令和5年度 (1年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校説明会開催</li> <li>○生徒対象説明会開催 ○志願者相談会開催</li> <li>○学校 (学校職員) 設置、仮執務室で学校業務を開始</li> <li>○生徒募集 ○入学予定者面接等実施</li> </ul>
令和6年4月	開校

(7) 分教室の設置について

まずは県内に1校、夜間中学を設置することをめざし、県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることを想定し、分教室の設置の検討を継続する。

<分教室設置までの主な検討事項 (課題) >

- ・ 分教室として使用可能な施設の確定
- ・ 分教室に配置する教職員の確保
- ・ 分教室で授業する場合の授業の持ち方 (9教科及び学校行事等をどのように実施するか)
- ・ 本校と分教室をオンラインで結んで授業を実施する場合の条件の整理 (遠隔教育特例校の申請等)

- 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。
  - 保健体育科の実技や、技術・家庭科の調理実習の授業など、配信側の教員が受信側の生徒や生徒がいる場所にある器具に直接触れることができないことにより、安全上の問題等が発生しうる内容の授業は原則として認められないこと。
- (令和元年 8 月 21 日付元文科初第 637 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(文部科学省初等中等教育局長通知))

<本校への通学が困難な者に対する分教室設置までの手立て(想定)>

- ・ 聴講生としてオンラインによる学習参加
  - 自宅と学校をオンラインで結んだ学習は授業として認められない
  - 受信側に中学校教諭の免許を持った夜間中学所属の教員が必要
  - オンライン学習を可能にするための機材の確保が必要(生徒ではないので自己負担が必要)
- ・ 希望により本校での授業に参加
  - 年間を通して体験入学を受け入れる
- ・ (正式な入学後) これまで聴講生として参加した授業を考慮に入れた教育課程の編成
  - 单元ごとの学習に軽重をつける
- ・ 本校教職員の勤務開始から授業が始まるまでの時間帯に、希望によりオンラインによる個別学習、教育相談等を実施
- ・ 学校行事(遠足、運動会、ボランティア活動等)に積極的な参加を促す
  - 個別の保険加入等による保障の確保

## 【参考】第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会での委員からの主な意見

### 1 第3回鳥取県夜間中学設置検討委員会の概要

- (1) 日 時 令和3年9月13日(月) 午前10時から午前11時30分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁第二庁舎第1教育会議室
- (3) 委員構成 学識経験者(大学教授等)、外国人支援関係者、民間による不登校支援機関関係者、市町村教育委員会代表、県中学校長会代表
- (4) 議 題 県立夜間中学設置に向けた方針案について
- (5) 連 絡 夜間中学シンポジウムの開催について

### 2 委員からの主な意見

#### (1) 設置形態

- ・意見は特になし ⇒ 方針案を了承

#### (2) 対象者について

- ・意見は特になし ⇒ 方針案を了承

#### (3) 設置場所について

- ・教育センターの活用は駅から近いし、とても良い。
  - ・湖東中学校の体育館やグラウンドの使用について内諾を得ているとのことで、承知した。
  - ・対象となる者は体育の経験があまりない者も想定されるため、スポーツができることはとても良い。
- ⇒ 設置場所として鳥取県教育センターを想定することを了承

#### (4) 生徒・教職員について

- ・ニーズ調査をしているので、これぐらいの人数で大丈夫だろうが、希望者が増えた場合、基本的には全員を受け入れ、それに応じた教員配置をすることでよいか。→ 希望者に応じて、可能な限り対応する。
  - ・入学希望者に対する面談を十分に、どの学年から始めるか決めてほしい。
  - ・夜間中学で頑張りたいという先生を集めるためにも、教員に対して夜間中学をアナウンスしてほしい。
- ⇒ 方針案を了承

#### (5) 教育活動について

- ・対象者にとっては、人と触れ合うことが大切。サポーターやボランティアを募ることはどうか。
  - ・対象者が多様であるので、ICT支援員、日本語支援員等の導入や、地域の方々との連携を図るとよい。
  - ・近くには鳥取大学の学生もおり、様々な人を夜間中学に巻き込む仕組みを検討していただきたい。
  - ・人と交わる活動や探究的な学習も取り入れてほしい。
- ⇒ 方針案を了承

#### (6) 開校時期について

- ・意見は特になし ⇒ 方針案を了承

#### (7) 分教室の設置について

- ・聴講生の定義づけが必要ではないか。→ 聴講生と体験入学を区別していきたい。
  - ・中部、西部にも設置していただきたいが、場所を固定しなくてはいけないか。  
→ 自宅で一人で学習をするだけでは、夜間中学の本来の目的を達成することは難しい。人との関りを大切にした、学校での学びを重視したい。
  - ・戦前は巡回授業というものがあつた。公民館等の活用も検討してみてもどうか。
- ⇒ 分教室については検討段階であるため、今後検討を進めていきたい。

## 企画展「とっとりの乱世—因幡・伯耆からみた戦国時代—」の開催について

令和3年10月7日  
博 物 館

現在の鳥取県域にあたる因幡(いなば)・伯耆(ほうき)国の戦国時代史を総合的に扱った、初めての企画展を開催します。

この時代の因幡・伯耆国は、毛利氏・尼子氏・織田氏といった著名な戦国大名の勢力が接する「境目(さかいめ)」と呼ばれる地域でした。この境目は、強力な戦国大名のお膝元では見られない複雑かつ興味深い歴史の宝庫であり、全国的な戦国時代研究の中でも非常に注目されています。

近年の「新鳥取県史」の収録資料や最新の研究成果をもとに、応仁・文明の乱(1467年～1478年)の混乱に始まり、豊臣秀吉と毛利氏の講和の成立、乱世の終息の兆しを見せる「中国国分(くにわけ)」(1584(天正12)年)に至るまでの約100年間の歴史を紹介します。

### <見どころ>

- ・ 県域を治めた領主のゆかりの品や、羽柴(豊臣)秀吉・毛利元就・吉川元春(きつかわ・もとはる)・山中鹿介(やまなか・しかのすけ)(幸盛(ゆきもり))などの著名な戦国武将に関わる重要な古文書・武器・肖像画を合戦・政治・経済・文化など様々な視点から鳥取県の戦国時代史を紹介
- ・ 戦国時代の武将たちの末裔たちが多い鳥取藩士たちのルーツを紹介
- ・ オンライントレーディングカードアーケードゲーム「三国志大戦」などの作品で知られる気鋭のイラストレーター・獅子猿(ししざる)氏の描きおろしによる武将像を展示
- ・ 城郭をドローンで空撮した映像や、合戦国の世界を再現した「甲冑ディスプレイ」を展示

### 1 会 期

令和3年10月9日(土)から11月7日(日)まで(29日間、休館日10月25日(月))

### 2 会 場

鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室

### 3 主 催

とっとりの乱世展実行委員会(鳥取県立博物館、山陰中央テレビジョン放送株式会社)

### 4 協 力

鳥取県立公文書館・鳥取県埋蔵文化財センター・鳥取市歴史博物館

### 5 観覧料

一般700円(前売・団体・大学生・70歳以上500円)

(高校生以下、学校教育活動での引率者、障がいのある方・難病患者の方・要介護者等及びその介護者は無料)

企画展「コレクション・マリアージュ：SOMPO美術館×鳥取県立博物館  
東郷青児と前田寛治、ふたつの道」の開催について

令和3年10月7日  
博 物 館

東京のSOMPO美術館と鳥取県立博物館の数あるコレクションの中から、近代洋画の名品を中心にセレクトして紹介する、二つのミュージアムの連携による企画展を開催します。

旧称を「東郷青児記念 損保ジャパン日本興亜美術館」とするSOMPO美術館は、その名のとおり日本を代表する洋画家・東郷青児(とうごう・せいじ 1897年～1978年)の作品約240点を核に、東郷に関係する日本・フランスの画家の作品を多数収蔵しています。鳥取県と損保ジャパンとの包括連携協定に基づく取組として開催する本展では、SOMPO美術館のコレクションから45点の作品と、約390点の前田寛治(まえた・かんじ 1896年～1930年)作品および前田と関係のあった画家たちの作品を積極的に収集してきた鳥取県立博物館のコレクションから50点ほどの作品を選び、合せて紹介します。東郷と前田ふたりの仕事を際立たせながら、彼らが出会った日本とフランスの画家たちの作品にも焦点を当て、近代日本の洋画家たちが追い求め、築こうとしたものとは何だったのかをあらためて見つめ直します。

<見どころ>

- ・2館が所蔵する東郷青児と前田寛治の代表作を一堂に紹介。
- ・SOMPO美術館からはその他にフランスの画家ゴーギャン、ユトリロなどの優品も紹介。なかでもゴーギャンの作品が当館で展示されるのは、平成21(2009)年に開催した「ベルギー王立美術館コレクション展」以来、12年ぶり。
- ・当館所蔵のフランス絵画として、クールベの裸婦像とヴラマンクの風景画、ジョルジュ・ブラックやジョルジュ・ルオーの版画作品を展示。
- ・当館が本年度購入した長谷川利行(はせかわ・としゆき)作《婦人像(前田寛治夫人像)》を初公開。同作は前田寛治の妻を描いた作品としては、ほぼ唯一のもの。今回は、前田寛治の友人である木下義謙(きのした・よしのり)が描いた前田寛治の肖像画と並べて展示。

1 会 期

令和3年11月20日(土)から12月26日(日)まで(36日間、休館日12月6日(月))

2 会 場

鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室

3 主 催

東郷・前田展実行委員会(鳥取県立博物館、山陰中央テレビジョン放送株式会社)

4 特別協力

SOMPO美術館、損保ジャパン

5 観覧料

一般800円(前売・団体・大学生・70歳以上600円)

(高校生以下、学校教育活動での引率者、障がいのある方・難病患者の方・要介護者等及びその介護者は無料)